

■ 松阪市津波避難対策基本方針（案）に対するパブリックコメントの回答

No.	意見箇所	意見	回答
1	P.1,7	市が作成した避難行動要支援者名簿に掲載されている方々には、避難行動要支援者であることを事前に告知されているのか。	（１）今年度は避難行動要支援者名簿の定義見直しを行っておりますので、平成30年度には名簿掲載対象者に対し、名簿への掲載及び自治会等への提供にあたっての同意をとることを文書発送等により行います。
2	P.1,7	夜間の停電による暗闇での行動は対象になっているのか。	（２）一般の人の避難速度は1.0m/sとされており、要支援者は0.5m/sとされているため、本基本方針では0.5m/sを避難速度として採用しています。なお、夜間での避難は昼間より80%程度低下することが言われており、東日本大震災時の避難速度0.62m/sの80%が0.5m/sであることも踏まえ、避難速度0.5m/sをシミュレーションの条件設定としています。また、今後、策定を予定している地区津波避難計画においても本基本方針との整合を図り、統一の考え方で策定を進めていきたいと考えています。
3	P.1,7	たまたま通りかかった市外の方や観光客、外国人等の対策はあるのか。	（３）市外の方や観光客等を含め、発災時には津波緊急一時避難ビル等へ避難いただくこととなります。そのため、そういった収容能力が十分かどうかの検証も含め、来年度策定を予定している「松阪市津波避難計画」において整理をしていきたいと考えています。
4	P.1,7	津波緊急一時避難ビルは夜間は早急に開錠されるのか。	（４）津波緊急一時避難ビルの夜間時の避難については、公共施設へは地震自動解錠ボックスの整備を進めているほか、民間施設とは協定時に協議をしております。ご意見を受け、施設ごとに解錠方法をまとめ、「松阪市津波避難計画」において整理をしたいと考えています。

■ 松阪市津波避難対策基本方針（案）に対するパブリックコメントの回答

No.	意見箇所	意見	回答
5	P.8	<p>津波緊急一時避難ビルへの避難が可能な地域を除く地域を「津波避難困難地域」として抽出とありますが、避難道路狭あい地域の人々が避難ビルの位置を考えたときに、町内道路が通行できず到達できないことがあるのでは。（町内の狭い道路地域にはビルはない）避難道路狭あい地域についても、津波避難困難地域と同じ位置づけをして考えていただければ幸いです。</p>	<p>幅員の狭い道路は閉塞の可能性が高くなるという報告がありますが、一方で、道路幅員が狭くとも障害物を避けながら何とか通行できたという報告もあるため、津波避難困難地域においては道路幅員を考慮せずに抽出を行っています。ただし、道路幅員を考慮した上で別途シミュレーションしたところ、避難可能距離としては十分であるものの、避難道路へ出ることが困難であるという理由から津波避難困難地域として抽出された区域を「避難道路狭あい地域」として整理しています。</p> <p>そのため「避難道路狭あい地域」についても、避難において課題があり、地域防災計画で対策を進めるべき地域として位置づけをしています。</p> <p>また、津波避難施設等の整備も必要とは考えていますが、それだけでは不十分であり、ブロック塀対策等の新たな耐震化施策を講じる必要がある地域と考えています。</p>